

農業委員会定例会 5月

1. 開催日時 令和3年5月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 4番委員

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第5号 地籍調査による地目変更について

5. その他

6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	<p>皆さん、こんにちは。例年より3週間早く梅雨入りしました。これからどのような天候になるか心配でございます。梅雨が3週間早く明け、夏が3週間長いのかと思うとぞつとするのですが、どちらにしろ、今晚大雨になりそうな予報だとテレビで聞きましたので、気を付けてください。また、コロナ禍の関係が小豆島で出ております。皆さん健康には十分気を付けて、頑張ってください。それでは、定例会の議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、2番委員、6番委員にお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に、追加議案及び議案の差替え、追加を配付していますので、簡単に説明します。追加議案は、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について）に1件と議案第5号（地籍調査による地目変更について）です。議案の差替え及び追加箇所は、当初議案の32ページになります。土地利用計画図の差替えと断面図の追加になっています。</p> <p>はじめに、昨年7月に保留となった案件についてご報告します。保留となっている案件は、■さんの農地法第3条の規定による許可申請で、■さんが所有する■の農地を取得するための申請でした。本件については、下限面積要件を満たしていないことと通作距離の点で保留になりましたが、当事者から許可申請の取下願の提出があったため、これを受理しました。</p> <p>それでは、議案にまいります。</p> <p>1番は、■在住の■さん所有の ■畠 389 m²について</p> <p>2番は、■在住の■さん所有の ■畠 157 m²と ■畠 535 m²と ■畠 282 m²と ■畠 966 m²の計4筆1,940 m²について</p> <p>■の■が譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。■の現在の経営規模は171,789.29 m²</p>

で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい、これは先月出てきた案件の続きで、[REDACTED]に上がる道の下側の雑木林になります。ここら辺をきれいにしたいという社長の意向のため、別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED] ([REDACTED]) 所有の
[REDACTED] 畑 16 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] さんが、公有財産の売却により譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。 [REDACTED] さんの現在の経営規模は 496.72 m²ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さんは来られていないので、この件について皆さん意見はありますか。

9番委員 [REDACTED] の所有物を個人が購入する場合の手続きはどのようなものですか。

事務局 [REDACTED] さんが土地の購入を希望され、この話が [REDACTED] に持ち掛けられました。土地は 16 m² と大変小さいもので、その分を売却することになりました。その際に通常の3条申請がされました。

9番委員 はじめから [REDACTED] が（この土地を）持っているということはないと思いますの

で、余分に購入していたということですか。

事務局 道の際の小さい [REDACTED] の土地で購入の経緯はわかりません。

9番委員 別に ([REDACTED] が購入していたのは) 構いませんが、何か変だなと感じました。

2番委員 ([図面にある) 横の土地についてはわかりますが、今回の案件の場所については [REDACTED] が購入しているいきさつが分かりにくいです。

議長 これは公衆用道路の関係で購入したのでしょうか。

事務局 おそらく [REDACTED] の土地を道路で取得する時に、ほんの少しだけ残った分 (が今回の案件の土地) でしょう。これだけを、所有者の方に残すわけにはいかないので、[REDACTED] が残地も購入したと考えられます。

議長 そういうことでしょう。他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 491 m² と
[REDACTED] 畑 418 m² と
[REDACTED] 畑 281 m² と
[REDACTED] 畑 245 m² と
[REDACTED] 畑 578 m² と
[REDACTED] 畑 94 m² と
[REDACTED] 畑 535 m² と
[REDACTED] 畑 336 m² と
[REDACTED] 畑 291 m² と
[REDACTED] 畑 601 m² と
[REDACTED] 畑 323 m² と

[REDACTED] 畑 201 m² と
[REDACTED] 畑 476 m² と
[REDACTED] 畑 660 m² と
[REDACTED] 畑 522 m² と
[REDACTED] 畑 290 m² と
[REDACTED] 畑 503 m² と
[REDACTED] さん、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん、[REDACTED]
在住の [REDACTED] さん共有の
[REDACTED] 畑 123 m² の計 18 筆 6,968 m²について
[REDACTED] の息子さんである [REDACTED] さんが生前贈与で、[REDACTED]
[REDACTED] 以外については譲り受け、[REDACTED] は [REDACTED] さん
の持分を譲り受け、申請地では [REDACTED] 、[REDACTED] を栽培する計画となっています。
[REDACTED] さんの現在の経営規模は 0 m²ですが、今回の所有権と共有持分の移転
で 5 アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第 3 条第 2 項の各号
には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
なお補足ですが、許可後の [REDACTED] についての [REDACTED] さんの持
分は [REDACTED] となります。また、[REDACTED] に [REDACTED] まで利
用権設定がされており、3 条許可は [REDACTED] 以降となります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5 番委員 [REDACTED] については確認をとっていませんが、[REDACTED] さん自身高齢で、息子
さんに生前贈与するため問題ありません。

2 番委員 [REDACTED] については綺麗に [REDACTED] が植わっており、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

[REDACTED] さんは 90 歳ぐらいですか。

2 番委員 そうだと思います。

議長 息子さんはずっとこちらにお住まいですか。

2 番委員 息子は [REDACTED] 地区の圃場のすぐ近くに家を建てています。もう長いこと住ま
れています。

事務局 [REDACTED]さんは86歳です。

議長 皆さん他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]田 97 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計
画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は1,906 m²で、5アールの下
限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しない
ため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 もともと[REDACTED]にする予定で分筆をしていたらしいですが、書類上分筆し
ていても現状は[REDACTED]であり、形状として変わりありませんので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畠 2,284 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]が、資材置場を整備するための転用申請

となっています。

は、にある自社の出荷が減少し、多くなつた在庫を現施設で保管できなくなるため、稼働施設のある隣接地に保管場所を確保することとしています。

転用に係る造成については、大型土嚢を三方の境界に設置し、1.6メートルまでの盛土を行い、2.4メートルまでの切土を行う計画となっています。また、雨水については自然勾配で西側隣接農道のU型側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

また、本転用案件は、その面積が2,000m²以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長 地元委員さんは来られていません。今、事務局が説明した中で皆さん意見はありますか。事務局から申し上げたとおり常設委員会に諮ることになりますので、それを踏まえた上でご意見等お願ひいたします。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、在住のさん所有の
畠 119 m² と
畠 599 m² の計2筆718 m²について
が、とを、隣接する宅地と雑種地（、
809.93 m²）と併せて整備するための転用申請となっています。
は、を主な業務としていますが、本社を置く
以外での体験がに必要であるとの考え方から、地方に拠点を持つことを考えて小豆島に魅力を感じ、を

整備することとしています。

計画地では、■■■■■を招いて■■■■■を行うこととしており、譲り渡す■さんのお家を保養所として利用するため、その隣接地を申請地として選定しています。

転用に係る造成については、擁壁の設置はなく既存石積を利用し、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11番委員 昨日現場確認をしたところ、■■■■■は草が腰丈ぐらい生えています。■■■■■は■■■■■と■■■■■が植わっており、草も腰丈ぐらい生えていました。周囲が宅地なので、畑があまりに荒れるのはいかがなものかと思いますので、これを機に（この土地を）きちんと整備されるのなら問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

この場所に入るには、■■■■■から入っていく道は細いですよね。

11番委員 ここは■■■■■から上がる道を行きます。■■■■■が上がる道です。

9番委員 ■■■■■さんのところを上がる道です。

議長 あの道をずっと行くのですか。

11番委員 はい、ずっと進んで、突き当たりが■さんのお家の前まで行きます。それで、■さんのお家の南側の道は道幅が1mしかありません。もう一つの方も、宅地からは進入できないと思います。周りを囲った道からでないと入れません。また、■■■■■は畑2枚に分かれていますが段がありました。

議長 ■さんのお家から段差があるため、■■■■■や■■■■■としては使い道がないのではないかなどとどのように言っていましたか。

11 番委員 家から直接行けないと思います。

議長 行けないでしょうね、事務局側で何か聞いていますか。

事務局 行政書士が間に入っているため、相手方の会社とは直接やり取りしていませんが、ここへは車で進入できないため [REDACTED] に止めてもらうことになります。ここでは、色々な [REDACTED] を開くそうです。何か建物を設置するわけではなく、青空の下で [REDACTED] を開く等を考えているそうです。

議長 行政書士はどこですか。

事務局 [REDACTED] さんです。

議長 他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畑 528 m² と
[REDACTED] 畑 381 m² と
[REDACTED] 畑 155 m² の計3筆1,064 m²について
長年に渡り耕作放棄状態が続き山林化し、[REDACTED] は一部が進入路となつたため、農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、進入路については現状に至る経緯は不明であるものの、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8 番委員 理由のとおり、写真を見てもらったらわかりますが、周りの農地も山林化

しております、道沿いにありますが長年放置されていたため大きな木も生えており、南側は竹藪が一帯に広がっています。ここに書いてあるとおり、再生は難しいため致し方ないと思思います。

議長 私はこの隣で耕作しているため、状況はわかります。ここは [REDACTED] [REDACTED] の横をずっと小坪へ上がっていく道です。[REDACTED] へ抜ける道です。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 664 m² と
[REDACTED] 田 249 m² の計2筆913 m²について
[REDACTED] の [REDACTED] が、[REDACTED] さんから変更して引き続き
借り受けるものです。

申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっております。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 以前から [REDACTED] の施設栽培をしており、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 2番は、■在住の■さん所有の
■畠 1,093 m²について
■の■が、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
- 議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
- 1番委員 この案件は更新のため問題ありません。
- 議長 この件について意見はありますか。
- 委員一同 ありません。
- 議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
- 事務局 3番は、■在住の■さん所有の
■畠 732 m²について
4番は、■在住の■さん所有の
■畠 832 m²と
■畠 974 m²の計2筆1,806 m²について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
- 議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
- 5番委員 現地を確認したところ、しっかりと■を管理されており、更新のた

め問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■在住の■さん所有の

■田 483m²について

■の■さんが、再度借り受けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は4年11月間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 こちらも更新ということになりますので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■在住の■さん所有の

■田 178m²について

■の■さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 ■さんは移住者の方で、昨年の秋頃に越されてきて、移住者のつながりだと思いますが一つ前の案件の■さんとともに■を作られるということで問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■在住の■さん所有の
■ 556 m² と
■ 229 m² と
■ 256 m² の計3筆1,041 m²について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 こちら通常の更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、■在住の■さん所有の ■畠 841 m ² について ■の■さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となってい ます。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	更新のため問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	9番は、■在住の■さん所有の ■畠 555 m ² について ■の■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となってい ます。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7番委員	この圃場は、早い段階で■さんから、誰か借り手がいないか相談されて

いました。また、ここの中には中にはあります。[REDACTED]、[REDACTED]という問題がありました。その壊れている部分を修理してくださるなら耕作すると[REDACTED]さんがおっしゃったので、4月に[REDACTED]さんが修理したため、今回案件として出ております。ただ、今年は苗の時期に間に合わなかつたため、荒れないよう管理し、来年以降耕作するそうです。

議長 この件について意見はありますか。

職務代理 [REDACTED]を作る場合に機械がいると思いますが、これぐらいの面積の場合皆さんどうしているのでしょうか。

議長 5番委員、[REDACTED]の場合はみんなで機械を貸し合っているのでしょうか。

5番委員 はい、[REDACTED]の方では、[REDACTED]さんがその辺の機械のこと等をお世話しているようです。あとは、[REDACTED]さんという方がご自身で購入されているようです。

職務代理 [REDACTED]はそうだと思いますが、[REDACTED]の方はどうでしょうか。

議長 [REDACTED]さんとかは誰からか借りているのでしょうか。持っていましたか。

7番委員 持っています。

8番委員 昔からされているのでご自身で機械をお持ちです。

議長 そうですね、昔からされているので親の機械とかがありますね。[REDACTED]では直蒔きはしていませんか。

5番委員 直蒔きではないと思います。(直蒔きは) [REDACTED]の方だと思います。

議長 そうですか。[REDACTED]では[REDACTED]さんがされていますね。まあ、そのような心配をされています。特に[REDACTED]を栽培しようとしたら機械がひとつおり必要になります。

他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、■在住の■さん所有の
■畠 233.6 m²、こちら■(615 m²)
の一部について■の■さんが、引き続き借り受ける
ものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 ■さんは綺麗に畠を耕作されており、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 11番は、■在住の■さん所有の
■畠 479 m² と
■畠 413 m² の計2筆892 m²について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 ■さんは丁寧に作られていて、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 12番は、■在住の■さん所有の

■ 田 973 m²について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■さんに貸し付けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここは最初、■が耕作して、その後■耕作していました。それを返して木も一度綺麗に抜いてしまってから、新しく■を植えるようです。別に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の13番について、

5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 13番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]田 634 m² について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 この畠は今、[REDACTED]が植わっている状態です。前の管理者が昨年亡くなられて、その後は[REDACTED]さんが草の管理を行っていました。今もきれいにされているため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5番委員着席】

5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の14番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 14番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]田 1,009 m² と

[REDACTED] 畦 798 m² の計2筆 1,807 m²
について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、
農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] さんに貸し付けるも
のです。
申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ
ています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 [REDACTED] は [REDACTED] がありますのでこれをすべて抜いて [REDACTED] を植える
ようです。[REDACTED] は昔は [REDACTED] で今は [REDACTED] ものを作っています。[REDACTED] を
植えるにはコウラを割る必要があるため費用はかかりますが、問題ありま
せん。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の15番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案の訂正をお願いします。借受人の住所が「[REDACTED]」とありま
すが、「[REDACTED]」になります。また、終期が「[REDACTED]」
とありますが、「[REDACTED]」になります。
追加議案としました15番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畦 242 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は3月間の使用貸借とな
っています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 急遽昨日、彼の親から連絡がありました。周囲は [REDACTED]ばかりですが、
[REDACTED]の栽培くらいなら問題ないよう思います。

議長 この件について意見はありますか。

10 番委員 3 カ月で [REDACTED] はできないのではありませんか。

事務局 3 カ月の契約の後に農地機構を介して再度契約をするので、栽培については問題ありません。農地を早く権利取得する必要が生じたため、今回追加議案として農業委員会に諮っております。

議長 他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第 5 号（地籍調査による地目変更）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号は、小豆島町長から令和 2 年度の地籍調査による一筆地調査の結果について、農地であるか否かの意見の照会を求められているものです。

1 つ目は、[REDACTED] 所有の
[REDACTED] について

現況が宅地と畠になっているとのことでした。

2 つ目、3 つ目、4 つ目、5 つ目、6 つ目は、[REDACTED] さん所有の

[REDACTED] と
[REDACTED] と
[REDACTED] と
[REDACTED] と
[REDACTED] について

7 つ目は、[REDACTED] さん所有の
[REDACTED] について

8つ目、9つ目は、[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]と
[REDACTED]について

10番目、11番目は、[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]と
[REDACTED]について

12番目は、[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]について

13番目は、[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]について

現況がいずれも山林となっているとのことでした。

14番目は、[REDACTED]所有の
[REDACTED]について

現況が河川となっているとのことでした。

これを受け、現地確認を行ったところ、追加議案書12ページの写真のとおり、1つ目については住宅のある部分と耕作の用に供されている部分とに分かれていました。また、13~14ページの写真のとおり、2つ目から13番目については山林化しており、14番目については山林化しているものの河川敷地と思われる状態となっていました。地籍の調査結果と相違ないものの、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については農業振興地域整備計画で農用地区域とされている土地であるため、町へは1つ目は『農地以外の土地』と『農地』、2つ目、3つ目、4つ目、5つ目、6つ目、12番目、13番目、14番目は『農地以外の土地』、7つ目、8つ目、9つ目、10番目、11番目は『農地』であると回答したいと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12番委員 地籍調査の地目変更ということで、5月16日の日曜日に（事務局の）[REDACTED]さんと同行して見てきました。[REDACTED]とは[REDACTED]地区でだいたいが山林化しております写真のとおりでして問題ありません。

議長 はい、この[REDACTED]さんは[REDACTED]さんの息子さんですか。

12番委員 下の名前はわかりませんが、[REDACTED]さんの息子さんはちょくちょく帰ってこ

られます。

議長 ■さんもまだご存命ですか。(私は) ■には滅多に行きませんから。

12番委員 私も久々に行きました。

議長 この件について意見はありますか。

職務代理 この申請はどうされていますか。

議長 代書ですよね。

事務局 これは、総務課の地籍調査係から話がありました。昨年、地籍調査をした場所の方々から、(農地を)山林とかで見てほしいと言われたため、農業委員会に意見を聞かれているものです。ただ、先程お話ししたとおり、5筆だけ農用地区域に入っている農地がありますので、それらについては県にも確認をしたところ、山林にするには無理があるだろうと言われました。

職務代理 他の地区で地籍調査をした際に、山林になっているから地目を変更してくださいという意見は出てくるのでしょうか。小豆島町は現在、地籍調査をしていると思いますが、このような案件を私は初めて見たので確認しています。(私の地区の) ■でも地籍調査をしたと思いますが、このようなものは出てきてないように思います。

2番委員 多分、このような案件は出てきていたと思います。

事務局 昨年度1年間はこのような照会はありませんでしたが、一昨年も同じように ■の方で何件か照会があり、委員会に諮りました。

職務代理 あくまで所有者から申請があったということになるのですか。

事務局 こちらに対しては、地籍調査の係からの話でこういった議案として諮っています。

2番委員	地籍係が農業委員会に意見を諮らないといけません。地籍調査の部分で地権者からの要望もあるでしょう。
職務代理	地権者から話があるのですね。
2番委員	その辺りはわかりませんが、勝手に（地目変更を）したら、面倒なことになります。本来は現状で（地目は）いくものですが。その（地権者と地籍担当とで）あがったものを、今度は（地目を）変更するために農業委員会に諮ります。
職務代理	農業委員会も農地が現況と変わっているところもあるので何かしないといけないのかと思いました。
議長	この案件はどうしても農振の関係がございます。次の計画の見直しが7年でしたか。
事務局	次の農振計画の見直しですが、（前回の見直しを）この間やったところなので、令和11年の全体見直しの時には（農振から）外してもいいのかなと県と話しました。
2番委員	引き継ぎ書にきちんと書く必要があります。
事務局	はい、そうですね。
議長	これは、農業委員会に諮らなければ、次に（農振除外が）できませんから、一応そういうことの含みを持っていることを皆さん理解してください。
10番委員	農振地に入っていても耕作する人はいないのではないですか。
議長	本来ならば前回の計画見直しの際に農振から外しておけばよかったです。それができていないため、このようなことになっています。
10番委員	今回（農振から）外すのは事務処理上できないのですか。

議長	できません。
2番委員	現況は農地でないかもしれません、(農振計画見直しにあたっての)調査はそうではありませんでした。
議長	本人から申出があって除外していれば全然問題ありませんが。
2番委員	次回の(全体見直しの)時に変更せざるを得ません。
議長	(農振協議会の)皆さんに(農振計画見直しにあたって図面で案を)閲覧していただきて、これを機にと協議もしました。
10番委員	土地所有者は(農地になっていたら)その分の税金を取られませんか。
議長	税は現況主義のため、課税は山としてでしょう。
2番委員	農振地に入っているということは、そこで補助事業を優先的にできます。ただ、見る側がそうした土地かはっきり見ていないかったため、(農振から)外してなかつたのでしょうか。
議長	他に意見はございませんか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、審議のとおり回答します。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	お疲れ様でした。あいさつの前に、会長、春の勲章の受章、おめでとうございます。農業委員会としても、お祝い申し上げます。今お話ししたとおり、大変おめでたいことがありました。今年は早くも梅雨入りしたということで、当然梅雨明けも早くなるので、今度(まとまつた)雨が降るのは9月の台風までありません。そのため、干ばつ等の被害が出ないか心配しております。これからオリーブ等の生産に重要な時期になりますので、十分留意していきたいと思います。本日はご審議ありがとうございました。

た。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時35分

議 長 会長

議事録署名人 2番

議事録署名人 6番